

# 平成 18 年公認会計士試験受験案内

公認会計士・監査審査会

## 試験実施日程

**願書配付期間** 平成 18 年 1 月 16 日(月)～平成 18 年 3 月 3 日(金) (午前 9 時から午後 5 時まで)

**願書配付場所** 公認会計士・監査審査会事務局及び各財務局等理財(第一)課において配付

**願書受付期間** 平成 18 年 2 月 20 日(月)～平成 18 年 3 月 3 日(金)

(注) 上記期間の消印のあるもの限り受け付けます。

**願書提出方法** 受験を希望する場所を管轄する財務局(福岡県において受験を希望する場合は福岡財務支局、沖縄県において受験を希望する場合は沖縄総合事務局)あてに**必ず郵便局の窓口で書留扱いにして発送して下さい。**なお、財務局に直接持参されても受理できませんので早めに発送して下さい。

**受験願書の受付は、郵便局の書留扱いにて発送されたものに限ります。**

試験日程	試験期日	着席時刻	試験時間	試験科目
短答式試験	平成 18 年 5 月 28 日(日)	12:40	13:00～14:30	企業法
		15:10	15:30～17:00	監査論
	平成 18 年 6 月 4 日(日)	10:40	11:00～12:30	管理会計論
		13:40	14:00～17:00	財務会計論
〔合格発表 平成 18 年 7 月 5 日(水)〕				
論文式試験	平成 18 年 8 月 22 日(火)	10:10	10:30～12:30	監査論
		13:40	14:00～16:00	租税法
	平成 18 年 8 月 23 日(水)	10:10	10:30～12:30	会計学
		13:40	14:00～17:00	会計学
	平成 18 年 8 月 24 日(木)	10:10	10:30～12:30	企業法
		14:10	14:30～16:30	選択科目
〔合格発表 平成 18 年 11 月 20 日(月)〕				

## 目次

1. 公認会計士試験概要	1	6. 出願後の記載事項の変更	7
2. 試験の一部免除等	2	7. 合格発表	8
3. 受験願書の配付	5	8. 試験地、受験願書配付・提出先	9
4. 受験手続	5	9. 各種届出様式	10
5. 受験者心得(受験上の注意事項)	6		

## 1. 公認会計士試験概要

### (1) 目的

公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として行われます。

### (2) 試験科目

○短答式試験

必須科目	財務会計論	管理会計論	監査論	企業法
------	-------	-------	-----	-----

○論文式試験

必須科目	会計学(財務会計論及び管理会計論)	監査論	企業法	租税法
選択科目 (1科目)	経営学	経済学	民法	統計学

### (3) 試験科目の分野及び範囲

公認会計士試験においては、その受験者が公認会計士となろうとする者に必要な学識及び応用能力を備えているかどうかを適確に評価するため、知識を有するかどうかの判定に偏ることなく、実践的な思考力、判断力の判定を行います。

イ 会計学（短答式試験及び論文式試験共通）

#### (イ) 財務会計論

簿記、財務諸表論、企業等の外部の利害関係者の経済的意思決定に役立つ情報を提供することを目的とする会計の理論

#### (ロ) 管理会計論

原価計算、企業等の内部の経営者の意思決定及び業績管理に役立つ情報を提供することを目的とする会計の理論

ロ 監査論（短答式試験及び論文式試験共通）

証券取引法及び商法特例法に基づく監査制度及び監査諸基準その他の監査理論

ハ 企業法（短答式試験及び論文式試験共通）

商法（海商並びに手形及び小切手に関する部分を除く。）、会社法、証券取引法（企業内容等の開示に関する部分に限る。）、監査を受けるべきこととされる組合その他の組織に関する法

ニ 租税法

法人税法、所得税法、租税法総論及び消費税法、相続税法その他の租税法各論

ホ 経営学

経営管理及び財務管理の基礎的理論

ヘ 経済学

ミクロ経済学及びマクロ経済学その他の経済理論

ト 民法

民法典第1編から第3編を主とし、第4編及び第5編並びに関連する特別法を含む

チ 統計学

記述統計及び推測統計の理論並びに金融工学の基礎的理論

**(注) 出題範囲の要旨は、公認会計士・監査審査会ホームページに掲載しています。**

#### (4) 合格基準

##### イ 短答式試験

総点数の70%を基準として、公認会計士・監査審査会が相当と認めた得点比率とします。ただし、1科目につき、その満点の40%に満たないものがある場合は、不合格となる場合があります。

##### ロ 論文式試験

総点数の60%を基準として、公認会計士・監査審査会が相当と認めた得点比率とします。ただし、1科目につき、その満点の40%に満たないものがある場合は、不合格となる場合があります。

#### (5) 論文式試験の科目合格基準

当該科目について、総点数の60%を基準として、公認会計士・監査審査会が相当と認めた得点比率以上を得た者としてします。

**(注) 合格した科目は合格発表の日から起算して2年間の試験が申請により免除されます。**

#### (6) 法令等の適用日

解答に当たり適用すべき法令等は、平成18年1月5日現在施行のものとしてします。ただし、企業法のうち会社法及び商法の分野については、平成18年1月5日現在公布のものとしてします。

## 2. 試験の一部免除等

### (1) 短答式試験の一部科目免除等

次の①～④のいずれかに該当する者については、「公認会計士試験免除申請書」による免除申請を行うことにより短答式試験は免除されます。

短答式試験の免除該当者	
①	大学等において3年以上商学に属する科目の教授若しくは助教授の職にあった者又は商学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者
②	大学等において3年以上法律学に属する科目の教授若しくは助教授の職にあった者又は法律学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者
③	高等試験本試験に合格した者
④	司法試験に合格した者及び旧司法試験の第2次試験に合格した者

次の⑤に該当する者については、「公認会計士試験免除申請書」による申請によらず、短答式試験の「合格通知書(写し)」を受験願書に添付して免除申請を行うことにより、短答式試験に係る合格発表の日から起算して2年を経過する日までに行われる短答式試験が免除されます。

短答式試験の免除該当者	
⑤	公認会計士試験の短答式試験に合格した者(平成17年以前の合格者は該当しません。)

次の⑥に該当する者については、「公認会計士試験免除申請書」による申請によらず、旧公認会計士試験第2次試験の「合格証書(写し)」を受験願書に添付することにより、短答式試験に合格したものとみなされます。

短答式試験のみなし合格者	
⑥	旧公認会計士法の規定による公認会計士試験の第2次試験に合格した者

次の⑦～⑨のいずれかに該当する者については、「公認会計士試験免除申請書」による免除申請を行うことにより短答式試験の次の科目について免除されます。

	短答式試験の科目免除該当者	免除科目
⑦	税理士となる資格を有する者、又は税理士試験の試験科目のうち簿記論及び財務諸表論の2科目について基準（満点の60パーセント）以上の成績を得た者（基準以上の成績を得たものとみなされる者を含む。）	財務会計論
⑧	会計専門職大学院において、 (i)簿記、財務諸表その他の財務会計に属する科目に関する研究 (ii)原価計算その他の管理会計に属する科目に関する研究 (iii)監査論その他の監査に属する科目に関する研究 により、上記(i)に規定する科目を10単位以上、(ii)及び(iii)に規定する科目をそれぞれ6単位以上履修し、かつ、上記(i)から(iii)の各号に規定する科目を合計で28単位以上履修した上で修士（専門職）の学位を授与された者	財務会計論、管理会計論及び監査論
⑨	証券取引法に規定する上場会社等、商法特例法に規定する大会社、国、地方公共団体その他の定める法人において会計又は監査に関する事務又は業務に従事した期間が通算して7年以上である者	財務会計論

## (2) 論文式試験の一部科目免除

次の①～⑩のいずれかに該当する者については、「公認会計士試験免除申請書」による免除申請を行うことにより論文式試験の次の科目について免除されます。なお、平成17年以前に免除を受けている場合は、「公認会計士試験免除申請書」による再度の免除申請が必要になります。

	論文式試験の科目免除該当者	免除科目
①	大学等において3年以上商学に属する科目の教授若しくは助教授の職にあった者又は商学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者	会計学及び経営学
②	大学等において3年以上法律学に属する科目の教授若しくは助教授の職にあった者又は法律学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者	企業法及び民法
③	高等試験本試験に合格した者	高等試験本試験において受験した科目(当該科目が商法である場合にあっては、企業法)
④	司法試験に合格した者	企業法及び民法
⑤	旧司法試験の第2次試験に合格した者	旧司法試験の第2次試験において受験した科目(受験した科目が商法又は会計学である場合にあっては、企業法又は会計学)
⑥	大学等において3年以上経済学に属する科目の教授若しくは助教授の職にあった者又は経済学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者	経済学
⑦	不動産鑑定士試験に合格した者及び旧鑑定評価法の規定による不動産鑑定士試験第2次試験に合格した者	経済学又は民法
⑧	税理士となる資格を有する者	租税法
⑨	企業会計の基準の設定、原価計算の統一その他の企業会計制度の整備改善に関する事務又は業務に従事した者で会計学に関し公認会計士となろうとする者に必要な学識及び応用能力を有すると公認会計士・監査審査会が認定した者	会計学
⑩	監査基準の設定その他の監査制度の整備改善に関する事務又は業務に従事した者で監査論に関し公認会計士となろうとする者に必要な学識及び応用能力を有すると公認会計士・監査審査会が認定した者	監査論

次の⑩に該当する者については、旧公認会計士試験第2次試験の論文式試験において受験した科目は、「公認会計士試験免除申請書」による申請によらず、当該試験の「合格証書(写し)」を受験願書に添付して免除申請を行うことにより、当該科目は免除されます。**なお、当該試験で免除された科目がある場合、当該科目については「公認会計士試験免除申請書」による免除申請を行う必要があります。**

	論文式試験の科目免除該当者	免除科目
⑩	旧公認会計士法の規定による公認会計士試験の第2次試験に合格した者	受験した第2次試験の論文式試験の科目の区分に応じ、下記の右に掲げる論文式試験の試験科目について免除 ○会計学⇒会計学 ○商法 ⇒企業法 ○経営学⇒経営学 ○経済学⇒経済学 ○民法 ⇒民法

次の⑪に該当する者については、「公認会計士試験免除申請書」による免除申請によらず、「公認会計士試験一部免除資格通知書(写し)」を受験願書に添付し、免除申請を行うことにより、論文式試験に係る合格発表の日から起算して2年を経過する日までに行われる論文式試験による当該科目について免除されます。

	論文式試験の科目免除該当者	免除科目
⑪	論文式試験の一部科目について公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た者	相当と認められた当該科目

### (3) 免除申請手続

イ 上記(1)又は(2)の免除等申請をしようとする者((1)⑤及び⑥、(2)⑩のうち免除によらず合格した者及び⑪を除く。)は、あらかじめ様式第1号による「公認会計士試験免除申請書」にその資格を有することを証明する書面を添付し、80円分の郵便切手を貼ったあて先・郵便番号明記の返信用封筒(おおむね23cm×12cm:長形3号)を必ず同封し、**公認会計士・監査審査会事務局総務試験室(下記8.参照)に提出して下さい。**郵送により提出する場合は、封筒の表に「公認会計士試験免除申請書在中」と朱書きし、返信用封筒を同封のうえ、必ず書留扱いにして下さい。

ロ 申請により当該試験科目を免除することとした者に対しては、「公認会計士試験免除通知書」が交付されます。

**「公認会計士試験免除通知書」(写し)は受験願書提出の際、添付書類として必要ですので、早めに免除申請の手続きを行い、その交付を受けて下さい。**

	免除申請区分 (2. 試験の一部免除等参照)	添付書類
①	(1)①、② (2)①、②、⑥の場合	○教授等の場合:①在職(在籍)証明書、②講義概要(講義要領、シラバス等)③経歴書(学歴書)、④時間割表、⑤研究業績書 ○博士号の場合:①学位授与証明書、②成績証明書、③学位論文の概要(学位論文の目次及び参考(引用)文献目録を添付。)、④審査報告書(審査結果の要旨及び審査教授が分かる書類)
②	(1)③ (2)③の場合	○高等試験(司法科)の場合:法務省発行の合格証明書 ○高等試験(行政科)の場合:内閣府発行の合格証明書
③	(1)④ (2)④、⑤の場合	法務省発行の合格証明書

④	(1)⑦の場合	日本税理士会連合会発行の「登録事項証明書」及び国税審議会発行の「合格証書(写)」等税理士となる資格を有することを証する書面又は国税審議会発行の「税理士試験等結果通知書」等簿記論及び財務諸表論の2科目について基準以上の成績を得たことを証明する書面(写)
⑤	(1)⑧の場合	①修得・修了(見込)証明書、②修得科目の講義概要 (注)平成18年3月をもって、修士(専門職)の学位の取得が見込まれる者は、次のとおり、2段階による証明書の提出が必要になります。 (イ)1回目【修得・修了見込証明書(様式第3号)、修得科目の講義概要を添付して免除申請を行って下さい。】 (ロ)2回目【学位取得後、直ちに修得・修了証明書(様式第4号)を公認会計士・監査審査会事務局へ提出して下さい。】
⑥	(1)⑨の場合	①在職証明書、②業務分掌規程、③会社案内、④業務内容がわかるもの
⑦	(2)⑦の場合	国土交通省発行の合格証明書
⑧	(2)⑧の場合	日本税理士連合会発行の登録事項証明書及び国税審議会発行の合格証書(写)等税理士となる資格を有することを証する書面
⑨	(2)⑨、⑩の場合	公認会計士・監査審査会事務局に照会して下さい。
⑩	(2)⑩のうち免除を受けた科目がある場合	平成17年以前に交付を受けた「公認会計士第二次試験免除通知書」又は「公認会計士第二次試験免除確認(認定)通知書」

(注) 他の国家試験の合格証明書等を添付して免除の申請を行う者については、当該試験の実施機関に照会する場合があります。

### 3. 受験願書の配付

- (1) 配付期間 平成18年1月16日(月)～平成18年3月3日(金)
- (2) 配付場所 公認会計士・監査審査会事務局及び各財務局等において配付(下記8.参照)
- (3) 配付時間 午前9時から午後5時まで
- (4) 郵便で請求する場合

封筒の表に「公認会計士試験受験願書請求」と書き、140円分の郵便切手を貼ったあて先・郵便番号明記の返信用封筒(日本工業規格A4を折らずに封入できるもので、おおむね24cm×33cm:角2号)を必ず同封し、各財務局等理財(第一)課へ請求して下さい。

### 4. 受験手続

#### (1) 受験願書の提出方法

- 受付期間 平成18年2月20日(月)～平成18年3月3日(金)(締切日の消印有効)
- 提出先 受験を希望する場所を管轄する財務局等理財(第1)課(下記8.参照)
- 申込方法 郵便局の窓口で書留扱いの方法による

受験願書を郵送する際、封筒(受験願書を折らずに封入できるもので、おおむね24cm×33cm:角2号)の表に必ず「公認会計士試験受験願書在中」と朱書きし、80円分の郵便切手を貼ったあて先・郵便番号明記の受験票の発送に必要な返信用封筒(おおむね23cm×12cm:長形3号)を必ず同封し、各財務局等理財(第一)課へ書留扱いで郵送して下さい。

なお、身体の障害により、特別な措置を希望する者は、受験願書を提出する前に公認会計士・監査審査会事務局に照会して下さい。

(注1) 財務局等に直接持参されても受理できませんので、早めに発送して下さい。

(注2) 受験願書に不備があるものは受理できませんので、受験案内及び記載例(受験願書に挿入)をよく読み、記入間違いや添付書類の誤りがないよう作成して下さい。

## (2) 受験手数料

受験手数料は、**19,500円分の収入印紙**を受験願書の所定の欄に重ならないように、消印しないで貼って下さい。

## (3) 提出書類

受験申込みをする際には次の書類が必要です。書類に不備がある場合には受理できません。

書類名	作成上の注意事項等
受験願書	所定事項を記入のうえ、受験手数料に相当する収入印紙を重ならないように消印しないで貼って下さい。 なお、記入する際は、 <b>記載例(受験願書に挿入)</b> を参照し記入して下さい。
受験願書(控)	受験願書と相違がないように記入して下さい。
受験票	必要事項を必ず記入して下さい。
写真票	1. 必要事項を必ず記入して下さい。 2. 写真の裏面に氏名を記入のうえ、全面をのりづけして下さい。 3. 写真の規格 (1) 大きさは、縦5cm×横4cm (2) 人物像がおおむね写真票中に点線で示した大きさのもの (3) 脱帽・正面向・上半身像で背景が無地のもの (4) 受験時に眼鏡を使用する場合は眼鏡をかけて撮影したもの (5) 白黒、カラーのいずれも可 (6) 最近6ヶ月以内に撮影したもの 上記の規格の一つでも合わないものや、不鮮明なもの、人物像が小さいものなど受験写真として不適当なものは受理できません。
戸籍抄本 (願書に記載した氏名と添付書類の氏名が異なる場合)	受験願書に記入した氏名と受験科目の免除資格を有する書面の氏名が異なる場合は、氏名が変更になったことが確認できる書類(戸籍抄本)を添付して下さい。
免除通知書等 (免除申請をする場合)	<b>記載例(受験願書に挿入)</b> を参考に受験整理表の所定欄に免除通知番号を記入のうえ、免除資格を有することを証明する書面(合格証書、公認会計士試験免除通知書等)の写しを添付して下さい。

(注) 受験願書等に記入された個人情報、公認会計士試験実施事務及び統計目的以外に使用することはありません。

## 5. 受験者心得(受験上の注意事項)

- (1) 試験は、各財務局等の管理のもとに実施しますから、その試験官の指示に従って下さい。
- (2) 各科目の試験開始前に試験問題の配付、本人確認及び注意事項等の説明を行いますので、着席時刻までに必ず着席して下さい。
- (3) 受験票を所持しない者の受験は認めません。なお、試験中は試験官に見えるように机の上に置いて下さい。
- (4) 試験開始60分経過後から試験終了10分前までの間は、中途退室ができます。なお、退室する際は、必ず挙手し、試験官の指示に従って下さい。
- (5) 試験中は、ふた付き飲料用ペットボトル(500m1程度)1本に限り認めます。これ以外の飲食は認めません。
- (6) 耳栓の使用については、注意事項等の聞き漏らしに注意して下さい。
- (7) 携帯電話等の通信機器等の使用はできません。必ず電源を切って下さい。
- (8) 試験中は、下記のものについては使用を認めます。それ以外はカバン等の中にしまい、全て足下に置いて下さい。

## 【筆記用具】

### イ 短答式試験

- ・黒鉛筆（BまたはHB）及びプラスチック製消しゴム

**（注）シャープペンシルの使用については、マークシートの読込不能により、採点されない場合がありますので注意して下さい。**

### ロ 論文式試験

- ・ボールペン又は万年筆（黒インクに限る）及び修正液（修正テープ）

**【その他】（短答式・論文式試験共通）**

定規、ホッチキス、算盤、電子式卓上計算機（※）（条件に該当するもの1台に限る）、下敷き（試験官の許可を受けたものに限る）、時計（通信機能を有するものを除く）

**（注）問題用紙に限り、蛍光ペン・色鉛筆の使用を認めます。**

**（※）電子式卓上計算機は以下に該当するものに限りです。**

- (イ) 電源内蔵式で、紙に記録する機能及びプログラム入力又はプログラム記憶機能を有しないもの
- (ロ) 数値を表示する部分がおおむね水平であるもの
- (ハ) 外形寸法がおおむね次の大きさをこえないもの 20cm×20cm×5cm  
なお、①カウンター付演算状態表示機能、②計算続行機能、③アンサーチェック機能、④税計算機能、⑤日数計算機能については使用を認めます。

(9) 論文式試験の企業法及び民法の試験においては、公認会計士試験用法文を示して行います。

## 6. 出願後の記載事項の変更

### (1) 氏名、住所、連絡先の変更

遅延なく変更届（様式第2号参照）を受験願書を提出した財務局等に必ず届け出て下さい。変更届には、受験局、受験番号、氏名（ふりがな）、生年月日を明記の上、変更のあった事項を記載して下さい。

なお、氏名に変更があった場合は、それを証明する戸籍抄本を添付して下さい。

### (2) 選択科目の変更

選択科目の変更は認めません。



## 7. 合格発表

### (1) 発表予定日

短答式試験 平成 18 年 7 月 5 日 (水)

論文式試験 平成 18 年 11 月 20 日 (月)

ホームページ (<http://www.fsa.go.jp/cpaaoob/index.html>)

### (2) 発表方法

短答式試験合格者	合格者については、合格通知書を郵送し、その受験番号を官報に公告するほか、各財務局等において掲示します。公認会計士・監査審査会ホームページにおいても掲載します。
論文式試験合格者	合格者については、合格証書を郵送し、その受験番号及び氏名を官報に公告するほか、各財務局等において掲示します。公認会計士・監査審査会ホームページにおいても受験番号を掲載します。
論文式試験における一部科目免除資格取得者	公認会計士試験一部科目免除資格通知書を郵送します。
論文式試験の不合格者	論文式試験成績通知書を郵送します。

**電話による合否の問い合わせには一切応じられません。**

## 8. 試験地、受験願書配付・提出先

試験地	受験願書配付・提出先	郵便番号	所在地	電話番号
北海道	北海道財務局理財課	060-8579	札幌市北区北8条西2丁目	011-709-2311
宮城県	東北財務局理財課	980-8436	仙台市青葉区本町3-3-1	022-263-1111
東京都	関東財務局理財第1課	330-9716	さいたま市中央区新都心1-1	048-600-1117
石川県	北陸財務局理財課	921-8508	金沢市新神田4-3-10	076-292-7851
愛知県	東海財務局理財課	460-8521	名古屋市中区三の丸3-3-1	052-951-1790
大阪府	近畿財務局理財第1課	540-8550	大阪府中央区大手前4-1-76	06-6949-6366
広島県	中国財務局理財課	730-8520	広島市中区上八丁堀6-30	082-221-9221
香川県	四国財務局理財課	760-8550	高松市中野町26-1	087-831-2131
福岡県	福岡財務支局理財課	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1	092-411-7281
熊本県	九州財務局理財課	860-8585	熊本市二の丸1-2	096-353-6351
沖縄県	沖縄総合事務局理財課	900-8530	那覇市前島2-21-7	098-862-1451

公認会計士・監査審査会事務局総務試験室

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-2-1 JTビル14階 (03-5114-3600)

ホームページ (<http://www.fsa.go.jp/cpaaob/index.html>)

- (注1) 受験願書の窓口配付は、公認会計士・監査審査会事務局でも行っております。ただし、郵送請求による受験願書の配付及び受験願書の受付は行っておりません。
- (注2) 試験当日の実施に関する事項については、公認会計士・監査審査会事務局にお問い合わせ下さい。(公認会計士・監査審査会ホームページにおいて実施状況について掲載する場合があります。)

## 9. 各種届出様式

様式第1号

(日本工業規格A4)

公認会計士試験免除申請書

平成 年 月 日

公認会計士・監査審査会会長 殿

住所  
氏名  
生年月日  
※電話番号

公認会計士試験について、下記のとおり試験の免除を申請します。

記

- 公認会計士法第9条第1項の規定に基づき、短答式による試験の全部免除を受けることの有無
- 公認会計士法第9条第2項の規定に基づき、短答式による試験のうち免除を受けようとする試験科目
- 公認会計士法第10条第1項の規定に基づき、論文式による試験のうち免除を受けようとする試験科目

添付書類  
上記1については、短答式による試験の全部免除を受ける資格を有することを証する書面  
上記2及び3については、当該科目の試験の免除を受ける資格を有することを証する書面

(注) 記載方法や添付書類等に関して不明の事項については、公認会計士・監査審査会事務局総務試験室(8.参照)にお問合わせ下さい。  
※電話番号は、免除申請にあたり照会する際に必要なため、必ず記載して下さい。

様式第2号

(日本工業規格A4)

平成 年 月 日

住所等変更届出書

受験局  
受験番号  
氏名  
生年月日

下記の事項について変更しますので届け出ます。

記

変更年月日	変更事項	
	変更後	変更前

(注) 変更事項の欄には、住所、氏名、連絡先を記入して下さい。氏名の変更の場合は、氏名を変更したことが確認できる書類(戸籍抄本)を添付して下さい。

様式第3号

(日本工業規格A4)

修得見込証明書

平成 年 月(入学) 大学院 研究科  
平成 年 月(修了見込)

氏名  
生年月日

- 上記の者は、公認会計士法第9条第2項第2号に基づき公認会計士試験規則第6条に定める所要単位を修得する見込であることを証明する。

科目(修得年数)	修得単位	科目(修得年数)	修得単位	科目(修得年数)	修得単位
財務会計		管理会計		その他会計科目	
小計(6単位以上)					
		監査			
小計(10単位以上)				小計	
小計(10単位以上)		小計(6単位以上)		合計(28単位以上)	

- 上記の者は、本大学(会計専門職大学院)を修了し、修士(専門職)の学位を授与する見込であることを証明する。

平成 年 月 日

大学名  
大学長 印

様式第4号

(日本工業規格A4)

修得証明書

平成 年 月(入学) 大学院 研究科  
平成 年 月(修了)

氏名  
生年月日

- 上記の者は、公認会計士法第9条第2項第2号に基づき公認会計士試験規則第6条に定める所要単位を修得したことを証明する。

科目(修得年数)	修得単位	科目(修得年数)	修得単位	科目(修得年数)	修得単位
財務会計		管理会計		その他会計科目	
小計(10単位以上)					
		監査			
小計(10単位以上)				小計	
小計(10単位以上)		小計(6単位以上)		合計(28単位以上)	

- 上記の者は、本大学(会計専門職大学院)を修了し、修士(専門職)の学位を授与したことを証明する。

平成 年 月 日

大学名  
大学長 印